# 「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

| 通番 | 寄せられた御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 第三類<br>「香料(芳香用のものに限る。)」は「香料(食品用のものを除く。)」にすべき。<br><br>実際、「商品・サービス国際分類表〔第１２-２０２５版〕」でも<br>＞ この類には、特に、次の商品を含まない：<br>＞ 精油のみから成る食品用又は飲料用香料（第3類）；<br>と言っている。<br>https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/document/kokusai_bunrui_12-2025/all.pdf<br><br>食品用にしたって食品の芳香用である。それとも香りを味と錯覚させるためのものであって芳香用ではないとでも言うのか。 | 御引用の通り、以前の国際分類表においては、精油のみから成る食品用又は飲料用香料については、第３類に分類されていましたが、2024年４月に開催されたニース同盟専門家委員会第34回会合において、精油は、それを使用した香水・食品香料等の商品を取り扱う各業界において、用途別に使用されている取引の実情を踏まえ、精油及び香りに関連する商品については国際分類第13-2026版以降、製造用は第１類、芳香用は第３類、医療用は第５類、食品用は第30類、たばこ用は第34類に属する旨決定され、今回整理が変更されました。<br><br>上記決定を受け、令和８年１月１日以降に出願される第３類に属する精油及び香りに関連する商品については、他類の用途を含まず、専ら「芳香用」のものであることを示すために、変更案の表示としております。<br><br>なお、変更案の第３類「香料（芳香用のものに限る。）」を、御意見の「香料（食品用のものを除く。）」とした場合には、第３類に分類される「香料」に、食品用以外の用途の香料が全て含まれることとなり、上記会合の決定を適切に反映した商品の表示とすることができません。<br><br>したがって、変更案を維持させていただきます。 |